

不動産鑑定業者（国土交通大臣登録）の廃業等の届出

手 続 名	不動産鑑定業者（2以上の都道府県に事務所を設けている場合に限る）の廃業等の届出
手続根拠	不動産の鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第29条、第30条及び第53条
手続対象者	<p>国土交通大臣の登録を受けている不動産鑑定業者が次のいずれかに該当することとなったときに以下のそれぞれの者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産鑑定業を廃止したとき —> 不動産鑑定業者であった個人または不動産鑑定業者であった法人を代表する役員 ・死亡したとき —> 相続人 ・法人が破産により解散したとき —> 破産管財人 ・法人が合併により解散したとき —> 法人を代表する役員であった者 ・法人が破産または合併以外の理由により解散したとき —> 清算人 ・法第25条第1号から第3号まで、第6号または第7号に該当するに至ったとき —> 不動産鑑定業者
提出時期	その日（死亡の場合、その事実を知った日）から30日以内に提出してください。
提出方法	届出書を下記の提出先の窓口に提出してください。
手 数 料	なし
添付書類・部数	<p>廃業等の理由により証する書面が必要になる場合があります。</p> <p>○部数は1部を提出してください。</p>
申請書様式	<p>廃業等届出書</p> <p>なお、届出書の宛先名は、主たる事務所のある都道府県を管轄する下記の地方整備局等の【*1】の長となります。</p>
記載要領・記載例	次のとおり。なお、詳細については下記の相談窓口へお問い合わせください。
提 出 先	主たる事務所を管轄する都道府県の不動産鑑定業担当課に提出してください。
受付時間	上記の提出先の窓口にお問い合わせください。
相談窓口	提出先の地方整備局等の不動産鑑定事務担当課、または国土交通省不動産・建設経済局土地経済課鑑定評価指導室
審査基準	不動産の鑑定評価に関する法律等の法令の定めるところによります。
標準処理期間	3週間
不服申立方法	行政不服審査法の規定によります。

申請書の宛先となる地方整備局等及び登録免許税納税機関の名称等

住所地の都道府県名	提出先方整備局等【*1】
北海道	北海道開発局
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	東北地方整備局
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県	関東地方整備局
新潟県、富山県及び石川県	北陸地方整備局
岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県	中部地方整備局
福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県	近畿地方整備局
鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県	中国地方整備局
徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	四国地方整備局
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県	九州地方整備局
沖縄県	沖縄総合事務局